

議案第172号

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																								
<p>(相対評価)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の人事評価は、次の表の左欄に掲げる区分のとおり上位から区分し、<u>同表</u>の右欄に定める分布の割合により行う。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">区分</td> <td style="width: 70%;">分布の割合</td> </tr> <tr> <td>第1区分</td> <td><u>概ね100分の5を上限とする割合</u></td> </tr> <tr> <td>第2区分</td> <td><u>概ね100分の20を上限とする割合</u></td> </tr> <tr> <td>第3区分</td> <td><u>100分の100から他の区分に係る分布の割合を除いた割合</u></td> </tr> <tr> <td>第4区分</td> <td><u>概ね100分の10を上限とする割合</u></td> </tr> <tr> <td>第5区分</td> <td><u>概ね100分の5を上限とする割合</u></td> </tr> </table>	区分	分布の割合	第1区分	<u>概ね100分の5を上限とする割合</u>	第2区分	<u>概ね100分の20を上限とする割合</u>	第3区分	<u>100分の100から他の区分に係る分布の割合を除いた割合</u>	第4区分	<u>概ね100分の10を上限とする割合</u>	第5区分	<u>概ね100分の5を上限とする割合</u>	<p>(相対評価)</p> <p>第18条 [同左]</p> <p>2 前項の人事評価は、次の表の左欄に掲げる区分のとおり上位から区分し、<u>概ね同表</u>の右欄に定める分布の割合により行う。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">区分</td> <td style="width: 70%;">分布の割合</td> </tr> <tr> <td>第1区分</td> <td><u>100分の5</u></td> </tr> <tr> <td>第2区分</td> <td><u>100分の20</u></td> </tr> <tr> <td>第3区分</td> <td><u>100分の60</u></td> </tr> <tr> <td>第4区分</td> <td><u>100分の10</u></td> </tr> <tr> <td>第5区分</td> <td><u>100分の5</u></td> </tr> </table>	区分	分布の割合	第1区分	<u>100分の5</u>	第2区分	<u>100分の20</u>	第3区分	<u>100分の60</u>	第4区分	<u>100分の10</u>	第5区分	<u>100分の5</u>
区分	分布の割合																								
第1区分	<u>概ね100分の5を上限とする割合</u>																								
第2区分	<u>概ね100分の20を上限とする割合</u>																								
第3区分	<u>100分の100から他の区分に係る分布の割合を除いた割合</u>																								
第4区分	<u>概ね100分の10を上限とする割合</u>																								
第5区分	<u>概ね100分の5を上限とする割合</u>																								
区分	分布の割合																								
第1区分	<u>100分の5</u>																								
第2区分	<u>100分の20</u>																								
第3区分	<u>100分の60</u>																								
第4区分	<u>100分の10</u>																								
第5区分	<u>100分の5</u>																								
備考 表中の[ ]の記載は注記である。																									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月29日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

相対評価による人事評価の区分について、評価を受ける職員の総数に占める各区分の職員の割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。